# 指定共同生活援助(日中サービス支援型) 重要事項説明書

あなたに対する指定共同生活援助事業サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

### 1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人亀田郷芦沼会
所 在 地	新潟県新潟市東区はなみずき2丁目3番7号
電 話 番 号	025-271-5650
代表者氏名	理事長 渋谷 薫
設 立 年 月	昭和 55 年 11 月 19 日

### 2. 利用施設

事業所の種類	指定共同生活援助(日中サービス支援型)			
事業所の名称	グループホームぎんが			
事務所の所在地	新潟県新潟市東区はなみずき2丁目3番7号			
事務所連絡先	025-274-7811			
管 理 者	東海林千絵			
サービス管理責任者	東海林千絵			
サービスの実施地域	新潟市及び近隣市町村			
主たる対象者	知的障がい者			
定員	15 名			
事業所番号	1520100775			
併設する事業	ショートステイぎんが(短期入所)			
所成りる尹未	定員1名(グループホームぎんが内の1室)			

# 3. サービスの目的・運営方針・重度化した場合における対応に係る指針

	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営
	むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置か
目 的	れている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事
	の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行いま
	す。

	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの					
	細かな共同生活援助サービスの提供を行います。					
	できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健					
	康管理には留意し、訪問看護ステーションなじょもと連携を図りま					
チェルコ よりへい	す。					
重度化した場合に	万が一、医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、					
おける対応に係る	医療との連携を図ります。					
指針	※やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご					
	本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムー					
	ズな拠点移動ができるよう配慮します。					
	重度化に伴う医療ニーズに応えるため、訪問看護ステーション、協					
	力医療機関に即応できる連携体制を確保します。					
	また、主治医とも連携が図れるように通院同行等、必要があれば行					
	います。					
	1 年に 1 回以上、健康診断を受けて頂き、バックアップ施設のほが					
	らか福祉園の嘱託医に相談する事もできます。					
	定例の健康診断とは別に、人間ドックを受けたい場合は、申込、同					
重度化対応の体制	行等を行います。					
	協力医療機関 :風の笛クリニック					
	住所 新潟市東区下木戸 2 丁目 28 番 16 号					
	Tel 271-7755					
	訪問看護事業所:訪問看護ステーションなじょも					
	住所 新潟市東区上木戸5丁目2番1号					
	Tel 250–6465					
手序 10 41 ch の ナ何	当ホームには常駐する看護職員を配置していないために、看取り対					
看取り対応の有無	応はできかねます。					
	入院期間中であっても在籍をし、家具等が置かれている場合は算定					
入院中における利	の対象期間とします。					
用料の取扱い	食費については、原則として提供した食事について一日単位で計算					
	対象期間とします。					
入院に係る職員対	入院期間中の支援を必要とする場合は、個別支援計画を見直します					
応について	ので、ご相談下さい。					

	毎月の事業所内研修の他、強度行動障害等の専門的な研修受講をサ
職員に対する研修	ービス管理責任者、世話人に対して進めていきます。

### 4. サービスに係る住居・設備等の概要

# (1) **ぎんが**(一戸建て) 新潟市東区寺山1丁目17番38号(平成15年4月1日開設)

	構	造 造		木造2階建(その他耐火建築物)(耐震構造)
7 <del>-11-</del> /1-/	敷地面	積		288. 70 m²
建物	延べ床面	積		238. 50 m²
	建築面	建築面積		141. 61 m <sup>2</sup>
主な	設備	部屋数		備考
居室	居室 9		9	全室個室 (各室火災報知機・スプリンクラー)
食堂 1		1	スプリンクラー	
洗面所 2		2	JI .	
便所 3		3	JI .	
風呂場 1		1		
居間 1		1	スプリンクラー	
世話人室 1		1	自動火災報知設備・通報装置、スプリンクラー	

# (2) あぽろ (一戸建て) 新潟市東区寺山1丁目17番37号 (平成15年4月1日開設)

	構	造		木造2階建(その他耐火建築物)(耐震構造)
7 <del>-11-</del> 11-1/	敷地面積			288. 70 m²
建物	延べ床面	積		193. 78 m²
	建築面積			100. 71 m <sup>2</sup>
主な	設備	部屋数		備考
居室			7	全室個室 (各室火災報知機・スプリンクラー)
食堂			1	スプリンクラー
洗面所	洗面所 2		2	II
便所 2		2	II .	
風呂場 1		1		
居間 1		1	スプリンクラー	
世話人室 1		1	自動火災報知設備・通報装置、スプリンクラー	
便所 3		3	II .	
風呂場 1		1		
居間	居間   1		1	スプリンクラー
世話人室 1		1	自動火災報知設備・通報装置、スプリンクラー	

<sup>※</sup>当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、設備を設置しています。

# 5. サービス提供職員

# (1) 設置状況

職種	員数	常	勤	非常	常勤	常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.3	
サービス管理責任者	1		1			0. 7	
世話人	17		7	7	3	5. 3	
生活支援員	8		5	2	1	3. 9	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し障がい福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### (2) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	日勤
サービス管理責任者	日勤、管理者兼務
世話人	シフト勤務、他ホーム兼務
世話人補助	ホーム固定勤務
生活支援員	シフト勤務、他ホーム兼務
夜間支援	夜勤 各棟1名

# 6. サービス提供の内容

# (1) 訓練等給付費対象サービス内容

種類	サービスの内容			
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、			
们队从口顶列	適切な相談、助言、援助等を行います。			
	基本的には業者から仕入れた食材または購入した食材を世話人が調理			
食事提供	し、提供します。場合によって、宅配弁当の提供もしています。(食材料			
	費及び食事に係る水道光熱費は対象外です。)			
排泄	利用者に合わせた援助を行います。			
入浴	利用者に合わせた援助を行います。			
着替え整容等	身だしなみ、清潔さには特に注意を払い、季節による衣替え、整理、整			
有省ん登谷寺 	頓を行い、利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。			
活動支援	地域行事への参加促進や単独買い物等を支援し自主性を育てます。			
健康管理	世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。			
	また、緊急時は必要に応じて主治医あるいは協力医療機関等に責任をも			

	って引き継ぎます。		
	事前にご相談の上、小遣い程度の預り金管理をすることができます。		
金銭管理	通帳、財産管理は致しません。		
買物支援	近くのスーパー、本屋等への付き添いを希望に応じて行います。		
帰省支援 ご家族との連絡調整を行います。			
日中支援	ご希望に合わせて、日中をグループホームで支援します。		

#### (2) 家賃等実費利用料

①家賃	②光熱費	③食費(朝・夕)	合計
29,000	13,000	25, 000	67,000

土日祝日の昼に世話人が提供する食事を希望される場合は、300円を実費請求となります。 利用料と一緒に請求いたします。

平日の日中をグルーホームで過ごす場合の昼食は基本的にセントラルキッチンのお弁当 400 円となり、必要に応じて請求します。ご希望に応じて、実費負担で近くのスーパー等でお好きな食事を買う事も可能です。

※食事のキャンセルは朝食 250 円、夕食 450 円を回数に応じて返金します。但し、食材業者への発注の都合、15日前までお知らせ下さい。

※退去時に居室のハウスクリーニングが必要な場合は、実費負担をお願いします。

#### <サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成・説明し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

#### 7. 利用料金

#### (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練給付費によるサービスを提供した際は、9割が国の負担となり、事業者が訓練給付費の給付を市町村から直接受け取ります。その際は代理受領通知書を発行いたします。

上記の1割分が利用者負担額となり、事業者にお支払いいただきます。

(利用者負担金の上限額:0円 又は 9,300円 又は 37,200円)

なお、利用者負担額の軽減が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

※家賃分の利用料につきましても、国の補助が最大で10,000円あります。但し、期限付の補助となります

基本サービス単位数表 (新潟市の1単位の単価は10.24円)

		単位数	利用料	利用者負担額

日中サービス支援型	区分6	997/日	10209 円/日	1020 円/日
共同生活援助サービス費(Ⅰ)	区分5	860/日	8806 円/日	880 円/日
	区分4	771/日	7895 円/日	789 円/日
	区分3	524/日	5365 円/日	536 円/日
	区分2	270/日	2764 円/日	276 円/日
	区分1以下	253/日	2590 円/日	259 円/日
日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	区分6	765/日	7833 円/日	783 円/日
	区分5	627/日	6420 円/日	642 円/日
	区分4	539/日	5519 円/日	551 円/日
	区分3	407/日	4167 円/日	416 円/日
	区分2	270/日	2764 円/日	276 円/日
	区分1以下	253/日	2590 円/日	259 円/日

### 加算単位数(※印の加算は職員数の変更により、加算単位が変更する可能性があります。)

加昇甲位数(※)	印の加算は職員数の変更に	より、加昇甲位かる	変 更 する	可能性かめ	ります。)
			単位数	利用料	利用者 負担額
人員配置体制加 算(V)7.5:1	定従業員換算方法で利用	区分4以上	138/日	1413 円/	141 円/日
	数以上の世話人または生	区分3	121/日	1239 円/ 日	123 円/日
人員配置体制加 算 ( Ⅶ ) 7.5:1	活支援員が配置されてい	区分4以上	131/日	1341 円/	134 円/日
日中住居以外		区分3以下	112/日	1146 円/ 日	114 円/日
福祉専門職員配 置等加算(I)	常勤の世話人又は生活支援員士・介護福祉士・精神保健福が35%以上雇用されている	晶祉士の資格保有者	10/日	102 円/日	10 円/目
福祉専門職員配 置等加算(Ⅱ)	常勤の世話人又は生活支援員士・介護福祉士・精神保健福が25%以上雇用されている	晶祉士の資格保有者	7/日	71 円/日	7 円/日
福祉専門職員配 置等加算(Ⅲ)	世話人又は生活支援員のう 5%以上又は勤続3年以_ 0%以上雇用されている場合	上の常勤職員が3	4/日	40 円/日	4円/日
重度障害者支援 加算(Ⅱ)(一)	生活支援員のうち 20%以上 者を配置し、区分 4以上から 点以上の者に対して、実践 支援計画シートなどに基づった場合 ※1 個別支持 ら 180 日以内は+400 単位	つ行動関連項目 10 研修修了者作成の づき個別支援を行 爰を開始した日か	180 /日 <b>※</b> 1	1,843円/日	184 円/日
重度障害者支援 加算(Ⅱ)(二)	(一)を満たした上で、行以上の者に対して、中核人 作成の支援計画シートなる 援を行った場合 (一)に ※2個別支援を開始した日から ※1に加え+200単位/日	材養成研修修了者 どに基づき個別支 加え+150単位/日	330/日 <b>※</b> 2	3, 379 円 /日	337 円/日
帰宅時支援加算 (月1回を限度)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		187/回	1914 円/	191 円/回

	帰省中の状況を把握するな どをしている場合に算定	満			
		外泊期間が 7 日以上	374/回	3829 円/	382 円/回
長期帰宅時支援 加算	利用者が家族等の居宅などに 超えて帰省する際に、連絡調 把握をしている場合に、外泊 を除き、3 か月を上限に1日 を算定。	整や生活状況の の初日と最終日	50/日	512 円/日	51 円/日
医療連携体制加 算VII	看護師の配置または医療機関 的な健康管理、医療ニーズへ とれる等の体制を整備してい	の適切な対応が	39/日	399/日	39/日
福祉・介護職員等 処 遇 改 善 加 算 (I) ※2024 年 6 月よ り	キャリアパス要件と職場環境 成・整備し、職場環境の改善 算定		147/1000 ・利用# 10.24(円	斗金は個々の 引) 用者負担は利	の単位数×

- (2) 訓練等給付費対象外サービスについて
- 6. サービス提供の内容(1)サービス以外については、実費を請求させて頂く事がございます。行事等であれば、事前にお知らせをした上で利用者同意をもっての参加となります。
  - (3) 利用料のお支払い方法について
- 前記(1)(2)の料金は一ヶ月ごとに計算し、翌月ご請求させて頂きますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。
  - ② 口座振替 (別途申込が必要です)
  - ②当事業所窓口での現金支払い

### 8. 利用者の記録及び個人情報の取扱いについて

- (1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連携などにおいて情報提供あるいは共有する場合があります。
  - (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。

### 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時は、下記緊急連絡先へご連絡致します。

住所 : 電話番号 : 氏名 : 続柄 :

### 10. 要望・苦情等申立先及び相談窓口

要望・苦情等申立先

	・サービス管理責任者:東海林千絵				
ご利用相談窓口 	電話番号はグループホーム事務室 025-274-7811				
苦情受付窓口	・グループホームぎんが副主任:武田洋子				
古阴文的念口	電話番号はグループホーム事務室 025-274-7811				
苦情解決責任者	・管理者 東海林千絵				
第三者委員	・民生委員 坂井ノリ子 025-274-8576				
为 <u>一</u> 年安只	・民生委員 阿部さよ子 025-274-6000				
新潟市障がい福祉課	電話番号 025-226-1241				
指定係	电品份方 020-220-1241				
新潟県社会福祉協議会	<b>電紅巫</b> □ 001 FF01				
「運営適正化委員会」	電話番号 025-281-5521				

#### 苦情の受付手順

- (I)面接、電話、書面等により随時受付を苦情受付窓口で行っています。
- ②苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(申出人が必要とした場合)に報告します。
- ③苦情解決責任者は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨の通知をします。
- ④苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求める事ができます。
- ⑤苦情解決責任者は申し立てられた苦情について改善の必要性の有無を検討し、再発防止 に努めます。
- ⑥利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、 個人情報に関するものを除き「事故報告書」や「広報誌」、「ホームページ」等に実績を掲載し、公表します。

### 相談の受付について

- ①苦情ではない、支援の相談等につきましては、サービス管理責任者が窓口となりますので、気兼ねなくご連絡下さい。
- ②サービス管理責任者は管理者へ報告し、対応を検討した上で、ご家族へ回答いたします。 世話人にも周知します。

# 11. 協力医療機関

医療機関	風の笛クリニック				
医 師	穂苅環				
所 在 地	新潟市東区下木戸2丁目28番16号				
電話番号	025-271-7755				
診療科	内科、心療内科、ペインクリニ ック	入院設備	なし		

# 12. 非常災害時の対策

非常時の対応	新潟東消防署に提出している消防計画書により対応いたします。				
平時の訓練	別途に定める消防計画書に則り、火災年2回、水害(垂直訓練)年1回、				
十十分のプラルが大	地震年1回の避難訓練を利用者参加で実施します。				
防火管理者	東海林千絵				
防火設備	4 4 ジョルダットロー乳供放の揺曲乳料の名が				
防犯設備	4. サービスに係る住居・設備等の概要記載の通り				
保険加入	事故、災害に備えて損害賠償保険に加入しています。				
	加入保険会社:あいおい損害保険(株)				
	加入保険内容:施設賠償保険				

# 13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備の利用	各棟の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反
設小用マン不り円	したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全室禁煙です。喫煙場所は世話人と相談して決められた場所でお願いし
突座 	ます。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。希望により世
貝里印伊官理	話人で管理致します。

宗教活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動はご遠
示教伯男  	慮ください。
	一人で出かけるときは世話人に行き先と帰宅時間を伝えて下さい。但し、
B 出について	事故等についての責任は負いかねますので、充分注意をしてください。
外出について	また、無断外出についても責任は負いかねます。一人で出かけられない
	方は相談があれば付き添うこともできます。

# 14. 事故と損害賠償

- 1 事業者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、及び利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって 利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

### 15. 第三者評価の実施状況

(1) 第三者評価の実施、評価結果の開示は無し。

# 重要事項説明確認書

		書面の指定 とについて				いまでではまれる。 とれる とう
ました						
		年	月	日		
利用	者	住所	₹			
		氏名				
身元引	受人	住所	Ŧ			
		氏名				
				続柄		
		年	月	日		
					_様に対する指定共同生活 に書いてあることを説明	5援助事業サービスについ 月いたしました。
事業	者		社会福		新潟市東区はなみずき 2 3田郷芦沼会 3ぎんが	2丁目3番7号
		管理者	: 渋谷 東海林	薫		